

○早島町中小企業低利融資等要綱

令和5年12月20日

要綱第52号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 小口事業資金（第4条・第5条）
- 第3章 融資申込手続等（第6条—第9条）
- 第4章 利子補助金（第10条—第15条）
- 第5章 保証料補助金（第16条—第22条）
- 第6章 保証料給付金（第23条—第29条）
- 第7章 補則（第30条・第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、早島町内中小企業者の経営の安定化、設備の近代化又は合理化に必要な小口事業資金の融資を行い、その融資に伴う利子に対する利子補助金並びに保証料に対する保証料補助金及び保証料給付金の交付を行うことにより、地域産業の振興に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項各号に規定するものをいう。
- (2) 保証協会 岡山県信用保証協会をいう。
- (3) 取扱金融機関 中国銀行早島支店、玉島信用金庫早島支店、トマト銀行妹尾支店をいう。
- (4) 責任共有制度 責任共有制度要綱（平成18年9月12日付け中庁第2号）に

定める制度をいう。

(信用保証)

第3条 この要綱に基づく融資については、保証協会の保証を付するものとする。

第2章 小口事業資金

(小口事業資金の資格要件)

第4条 この要綱に基づく融資を受けようとする者は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

- (1) 町内に主たる事業所を有する法人又は町内に住所及び主たる事業所を有する個人
- (2) 町内において引き続き1年以上同一事業を行っている者
- (3) 町税を完納している者
- (4) 保証協会の保証対象となる事業を営む者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、融資を受けることができない。

- (1) 不渡り処分によって金融機関と取引停止中の者
- (2) 保証協会において求償権を有している者
- (3) 早島町暴力団排除条例（平成23年早島町条例第16号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団又は法人の役員等若しくは個人事業者が暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(融資条件)

第5条 融資条件は、次に定めるところによる。

- (1) 資金の用途 事業経営上の運転資金又は設備資金とする。
- (2) 融資限度額 1企業700万円以内とする。
- (3) 融資期間 運転資金及び設備資金ともに7年以内とする。
- (4) 償還方法 原則として月賦償還とする。

- (5) 融資利率 年1.80パーセント（責任共有制度の対象とならない保証協会の保証を受ける場合にあつては、年1.65パーセント）とする。
- (6) 保証料 保証協会において定める料率とする。
- (7) 保証人及び担保 保証人は保証協会の定めによるものとし、担保については必要に応じ徴することができる。

第3章 融資申込手続等

（融資の申込み）

第6条 資金の融資を受けようとする者は、保証協会が定める信用保証申込書に町長が必要と認める書類を添えて、取扱金融機関又は保証協会へ申し込むものとする。

（融資の決定）

第7条 保証協会から保証付与通知を受けた取扱金融機関は、融資を適当と認めたときは、速やかに資金の貸付けを行うものとする。

（融資の取消し等）

第8条 町長は、資金の融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前条の規定による融資を取り消し、既に貸し付けた資金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 申込みの内容に偽りの事項があつたとき。
- (2) 資金を融資の目的以外に使用したとき。

（保証実績及び融資実績の報告）

第9条 保証協会は毎月末現在の保証の実績を、取扱金融機関は毎月末のこの制度に基づく融資状況を、それぞれ翌月末までに町長に報告するものとする。

第4章 利子補助金

（利子補助金の交付）

第10条 町長は、この要綱に基づき融資を実施した取扱金融機関に対し、予算の範囲内において利子補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(利子補助金の交付対象)

第11条 利子補助金の交付対象は、取扱金融機関とする。

(利子補助金の額)

第12条 利子補助金の額は、この要綱に基づく資金に係る取扱金融機関から1月から12月までの間に報告のあった各月末残高に、岡山県中小企業特別対策資金利子補助金交付要綱事務処理規程（平成14年岡山県告示第259号）別表に定められた補助率に準じた率を乗じて得た額（円未満切捨て）の総計を報告月数で除して得た額（1,000円未満切捨て）以内とする。

(利子補助金の交付申請)

第13条 利子補助金の交付を受けようとする取扱金融機関の長は、所定の利子補助金交付申請書を町長が別に指定する日までに、町長に提出しなければならない。

(利子補助金の交付決定等)

第14条 町長は、前条の規定により利子補助金の交付申請書の提出があったときは、当該申請書を審査し、適当であると認めたときは、利子補助金の交付の決定をし、所定の利子補助金交付決定通知書により通知するものとする。

2 町長は、利子補助金の交付に関する必要な事項について、取扱金融機関に対し、照会又は証明若しくは報告を求めることができる。

(利子補助金の交付の請求)

第15条 前条の規定により利子補助金の交付決定を受けた取扱金融機関の長は、速やかに所定の利子補助金請求書を町長に提出し、利子補助金の交付を受けるものとする。

第5章 保証料補助金

(保証料補助金の交付)

第16条 町長は、この要綱に基づき保証を実行した保証協会に対し、予算の範囲内において保証料補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(保証料補助金の交付対象)

第17条 保証料補助金の交付対象は、保証協会とする。

(保証料補助金の額)

第18条 保証料補助金の額は、この要綱に基づく資金に係る保証協会から報告のあった各月末保証債務残高に、次条に定める補助率を乗じて得た額（円未満切捨て）の総計を報告月数で除して得た額（1,000円未満切捨て）以内とする。

(保証料補助金補助率)

第19条 保証料補助金に係る補助率は、保証協会が定める保証料率区分ごとの基準保証料率（以下「基準保証料率」という。）が年1.10パーセントを超える場合にあつては当該基準保証料率に0.2を乗じて得た率とし、基準保証料率が年1.00パーセント以上年1.10パーセント以下の場合にあつては0.10パーセントとする。ただし、基準保証料率が年1.00パーセント未満のときは、補助しない。

(保証料補助金の交付申請)

第20条 保証協会長は、所定の保証料補助金交付申請書を町長が別に指定する日までに、町長に提出しなければならない。

(保証料補助金の交付決定等)

第21条 町長は、前条の規定により保証料補助金の交付申請書の提出があったときは、当該申請書を審査し、適当であると認めたときは、保証料補助金の交付の決定をし、所定の保証料補助金交付決定通知書により通知するものとする。

2 町長は、保証料補助金の交付に関する必要な事項について、保証協会に対し、照会又は証明若しくは報告を求めることができる。

(保証料補助金の交付の請求)

第22条 前条の規定により保証料補助金の交付決定を受けた保証協会長は、速やかに所定の保証料補助金請求書を町長に提出し、保証料補助金の交付を受

けるものとする。

第6章 保証料給付金

(保証料給付金の交付)

第23条 町長は、第5条第6号に規定する保証料について、予算の範囲内において保証料給付金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(保証料給付金の交付対象)

第24条 第7条の規定により取扱金融機関が実施した融資（既融資分の償還を前提としたものでないものに限る。）の保証に対する保証料給付金（以下「給付金」という。）は、保証協会に交付するものとする。ただし、給付金は、その融資額が300万円以内（2口目以後の融資についても、既融資分残高との合計額が300万円以内）の場合に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、保証協会又は同項に規定する融資を受けた者が当該融資に対して他の制度による給付金を受給しようとする場合又は現に受給した場合は、給付金を交付しない。

(給付金の額)

第25条 給付金の額は、保証協会が保証を付した融資に対する保証料相当額とする。

(給付金の交付申請)

第26条 保証協会長は、所定の給付金交付申請書を町長が別に指定する日までに、町長に提出しなければならない。

(給付金の交付決定等)

第27条 町長は、前条の規定により給付金交付申請書の提出があったときは、当該申請書を審査し、適当であると認めたときは、給付金の交付を決定し、所定の給付金交付決定通知書により通知するものとする。

2 町長は、給付金の交付に関する必要な事項について、保証協会に対し、照会又は証明若しくは報告を求めることができる。

(給付金の交付の請求)

第28条 前条の規定により給付金の交付決定を受けた保証協会長は、速やかに所定の給付金請求書を町長に提出し、給付金の交付を受けるものとする。

(給付金の取消し等)

第29条 町長は、保証協会が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、給付金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した給付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により給付金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 給付金の対象となる保証に係る融資額の一部若しくは全部の繰上償還又は融資期間の変更により、保証料の額が減少したとき。

第7章 補則

(調査)

第30条 町長は、この要綱に基づく融資、補助及び給付について必要と認めるときは、調査することができる。

(その他)

第31条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
(早島町中小企業低利融資保証料給付金交付要綱の廃止)
- 2 早島町中小企業低利融資保証料給付金交付要綱（平成10年早島町要綱第1号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際、現に廃止前の早島町中小企業低利融資規則の規定により決定した融資は、この要綱の規定により決定した融資とみなし、廃止前の旧要綱第5条の規定により交付された保証料給付金については、旧要綱第6条

の規定は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。